

広島県告示第四百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年六月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
大竹市栗谷町奥谷尻地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。	区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
奥谷尻（一五六）	急傾斜地の崩壊	奥谷尻（一五六）	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥谷尻（七四二）	急傾斜地の崩壊	奥谷尻（七四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
奥谷尻A（四四四）	急傾斜地の崩壊	奥谷尻A（四四四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
奥谷尻A（六七七九）	急傾斜地の崩壊	奥谷尻A（六七七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四〇）	土石流	玖島川支川（四〇）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四一a）	土石流	玖島川支川（四一a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四一b）	土石流	玖島川支川（四一b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四一c）	土石流	玖島川支川（四一c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四一d）	土石流	玖島川支川（四一d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
玖島川支川（四一隣）	土石流	玖島川支川（四一隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。